

オランダ
判例速報
2023年
5/6月号

【労働法】

インドネシアに所在する会社とインドネシアから一時的にオランダに帰国していた駐在員との間で締結された労働契約に関する争いについて、裁判権がオランダの裁判所にないとされた事例

(デンボス高等裁判所2023年3月7日判決)¹

契約書ではよく、争いが生じた場合にどこの国の裁判所で裁判を行うかについて合意されます(いわゆる合意管轄条項)。また、多くの場合、そのような合意は有効です。では、なぜそのような合意は有効なのでしょう。いいかえすと、裁判官は何に基づいてそのような合意は有効と判断するのでしょうか。

オランダの裁判所は、まず条約を見て、条約が適用されない場合には、オランダ民事訴訟法の規定に基づき裁判権の有無を判断します。そのような条約には、管轄権に関するEU法が含まれます。すなわち、EU法が適用されない場合、オランダ民事訴訟法を見ることになります。

本件は、オランダの裁判官が適用する管轄権の有無を判断する枠組みと、その適用方法を知るための好例であると思われる、ご紹介申し上げます。

(...)

2. 判断

3.1. 本件では、[控訴人]のTRK社に対する請求に関して、オランダの裁判所に裁判権があるか否かが問題となる。

3.2. TRK社は、インドネシアにおいてテーマパークを運営している(インドネシアに所在する会社である)。**[控訴人]**は、**2018年8月1日**、**2年間の有期契約**で(すなわち**2020年8月1日**までの期間)、(外国人(駐在員)として)テクニカル・ディレクターの役職でTRK社に入社した。また、本件労働契約によると、「勤務地」に関する第4条の中で、[控訴人]により労働が行われる勤務地は、インドネシアの[事業所]であるとされている(呼出状の添付書類2参照。第4条「労働者の指定勤務地は、インドネシアの【事業所】とする」)。さらに、第12条では、本件労働契約はインドネシア法に準拠すると規定されている(第12.1条「本契約は、インドネシア共和国の法律に準拠し、インドネシア共和国の法律により解釈されるものとする」)。そして、第12.2条には、合意管轄条項が含まれている。しかし、当該条項が、インドネシアの裁判所を排他的に選択しているか否かについて、当事者間で争いがある。

3.3. 2020年3月23日、[控訴人]は、2020年3月19日付のオランダ大使館からの通告を受けてオランダに帰国した。当該通告は、全てのオランダ人に対して行われたもので、世界的な

¹ Gerechtshof 's-Hertogenbosch, 7 maart 2023, ECLI:NL:GHSHE:2023:776.

COVID-19 の大流行の発生に鑑み、一刻も早くオランダに帰国するようとの勧告を含むものであった。TRK 社は、[控訴人] が上司の事前の承諾を得ずにオランダに向けてインドネシアを出国したことで本件労働契約を一方的に解約したとして、2020 年 3 月 19 日付で [控訴人] に対する賃金の支払いを停止した。[控訴人] によると、インドネシアを出国することに係る承諾は得ており、オランダに帰国した後も在宅勤務を続けていた。[控訴人] は、2020 年 4 月、5 月及び 7 月に、TRK 社に対し未払いの賃金及びその他の手当を支払うよう請求した。TRK 社は、この請求に応じなかった。2020 年 12 月、[控訴人] は、主たる債務者である TRK 社の負担でもって、オランダ国内で、第三債務者たる Vekoma Rides Manufacturing B.V.のもとにあったジェットコースターの部品を仮差押えた。

第一審での争い

- 3.4. [控訴人] は、第一審で、TRK 社に対して、本件労働契約に基づき様々な請求を行った。TRK 社は、本件労働契約第 12.2 条の排他的な合意管轄条項がインドネシアの裁判所に関するものであるため、オランダの裁判所は [控訴人] の請求を審理する裁判権を有しないと主張した。
- 3.5. (オランダの) 地方裁判所は、この点では TRK 社の主張を支持し、自らに本件争いを裁く裁判権がないことを宣言した。このため [控訴人] は、第一審の費用の支払いを命じられた。

控訴審での請求

- 3.6. [控訴人] は、控訴審において、第一審判決を破棄しリンブルフ州裁判所の地区裁判所（所在地：ルールモント）が裁判権を有することを確認すること、同地区裁判所に事件を差し戻すことを命じること、TRK 社に対して両者の費用を負担することを命じるよう請求した。

国際的裁判権に関して適用される規則

- 3.7. オランダとインドネシアとの間には、民事及び商事に関する国際的な裁判権に関する規則を含む条約は存在しない。
- 3.8. TRK 社は EU 加盟国に所在していないため、EU 規則 1215/2012（以下「EEX-Vo 2012」）は、EEX-Vo 2012 第 4 条により適用されない。EEX-Vo 2012 第 6 条第 1 項によると、被告が加盟国に所在していない場合、各加盟国の裁判権は、EEX-Vo 2012 第 18 条第 1 項、第 21 条第 2 項、第 24 条及び第 25 条が適用される場合を除き、当該加盟国の国内法によって決せられる。
- 3.9. 本件は労働契約とその（当事者間で争われている）裁判地の選択に関するものであるため、必然的に EEX-Vo 2012 第 21 条第 2 項及び第 25 条にいう例外に該当するか否かをまず検討しなくてはならない。
- 3.10. EEX-Vo 2012 第 21 条第 2 項によると、使用者が EU 加盟国内に住所を有しない場合でも、EEX-Vo 2012 第 21 条第 1 項第 b 号に従ってなお当該使用者を加盟国内で提訴することができる。この後者の規定によると、使用者は、①労働者が習慣的に働いていた最後の場所にある裁判所、又は②労働者が習慣的に複数の国で働いているか若しくは働いていた場合、労働者を雇用した拠点があるか若しくは存在していた場所の裁判所に訴えることができる。本件においては、[控訴人] の労働契約には、本人がインドネシア国内の [事業所] で労働を行うことが記載されている。また、2020 年 3 月 19 日まで、[控訴人] が実際に [事業所] で、すなわちインドネシアで労働を行っていたことに関しては、当事者間に争いが無い。そのため、[事業所] の所在地、すなわち、少なくともインドネシアが [控訴人] の勤務地であるということができる。また、当裁判所は、「COVID-19 の大流行の発生による在宅勤務措置は、その性質上一時的なものであるから、その後 [控訴人] が習慣的に勤務した場所又は勤務地がオランダに変更されたとはできない」との地方裁判所の判断を支持する。 (...)。以上により、EEX-Vo 2012 第 21 条第 1 項第 b 号及び同条第 2 項からオランダの国内裁判所の管轄権は発生しない。

- 3.11. 当事者が EU 加盟国の裁判所に対する裁判地の選択がなされていないことから、EEX-Vo 2012 第 25 条も適用されないため、オランダの国内裁判所が管轄権を有するか否かという問題は、オランダ民事訴訟法第 1 条から第 14 条 に規定されている国際裁判権の共通規則に基づいて判断されるべきである。

オランダ民事訴訟法第 6 条

- 3.12. 本件においては、既に上記で検討したように、オランダ国内で習慣的に労働が行われていなかったため、オランダ民事訴訟法第 6 条第 b 号の規定に基づきオランダの国内裁判所に裁判権が発生することはない。

オランダ民事訴訟法第 8 条及び第 9 条

- 3.13. オランダの裁判所に対する裁判地の選択がなされていないため、オランダ民事訴訟法第 8 条に基づいてもオランダの国内裁判所に裁判権が発生することはない。また、オランダ民事訴訟法第 9 条にいうオランダの国内裁判所に対する黙示の裁判地の選択にも当たらない。

オランダ民事訴訟法第 10 条—仮差押えにより管轄権が生み出される場合

- 3.14. オランダ民事訴訟法第 10 条は、いわゆるキャッチ・オール規定であり、オランダ民事訴訟法第 767 条に該当する場合（すなわち仮差押えにより管轄権が生み出される場合）（...）、オランダの国内裁判所に対する裁判権を生じせしめる。

- 3.15. 地方裁判所は、判決理由の 4.9 から 4.12 の段落の中で、本件の第三債務者に対する仮差押えがオランダの国内裁判所の裁判権を生み出すかどうかという問題に関して、ある判例に言及している。当裁判所は、「オランダとインドネシアの間に民事執行に関する条約がない場合、インドネシアの国内裁判所に対して排他的管轄権を認める合意管轄条項が存在する場合を除き、オランダに所在する動産が第三債務者に対する仮差押えとして差押えられた本件では、オランダ民事訴訟法第 10 条及び第 767 条に基づき、オランダの国内裁判所が裁判権を有する」という地方裁判所の結論を支持するものである。

裁判地の選択

- 3.16. オランダ民事訴訟法第 8 条第 2 項に基づき、当事者が自由に決定できる一定の法律関係（本件の場合のような労働契約等）に関して、当該法律関係に関連して生じた又は生じる予定の紛争を審理する裁判所又は外国の裁判所が当事者の合意により排他的に指定された場合、オランダの国内裁判所は管轄権を有しない（裁判権の剥奪）。

- 3.17. 本件においては、労働契約に関する当事者の紛争を審理するために、外国であるインドネシアの国内裁判所が排他的に指定されるという裁判地の選択の有無について、当事者間で意見が分かれている。

- 3.18. 本件労働契約第 12.2 条は、「本契約に起因する紛争は、当事者間で友好的に解決されるものとし、友好的に解決できない場合には、当事者は、インドネシアの規則を参照することに同意する」と規定している。

- 3.19. 前記の条項が合意管轄条項と解釈されるべきかどうか、また、そうであるとすれば、この合意管轄条項が排他的か否かは、本件労働契約第 12.1 条にインドネシア法の選択条項があり、これは合意管轄条項にも及ぶことから、インドネシア法に従って、裁判所が回答すべき解釈の問題である。また、仮に当事者がインドネシア法の適用の有無について法の選択をしていなかったとしても、[控訴人]がインドネシアで労働を行い、TRK 社がインドネシアに設立されている本件では、①オランダ民法第 10 卷第 154 条及び②EEX-Vo 2012 第 4 条第 4 項に基づき、本件労働契約に最も深く関係する法律として、インドネシア法が適用されたであろうと考えられる。

3.20. インドネシア法に関して、TRK 社は、オランダの裁判所の裁判権欠如の付随的主張のため、インドネシアの法律事務所 **Irwan H. Siregar & Associates** の意見書を提出し、インドネシア法に従い、本件の合意管轄条項が「産業関係裁判所」、すなわちインドネシアの州裁判所に管轄権を与えるものと解釈すべきであると結論付けた。この目的のために、意見書は特に次のように述べている (...)

3.21. 控訴審において、[控訴人] は、補充的書面による付録 33 として、インドネシアの [事業所] で実務を行っている弁護士 **Stefanus Haryanto** 氏による意見書を提出した。 (...)

3.22. 当裁判所は、次のように判断する。TRK 社が提出した意見書から、本件労働契約第 12.2 条に含まれる規定は、完全にインドネシアの法令に従っており、よって、インドネシアの州裁判所が (排他的に) 管轄権を有する裁判所であることが導かれる。本件労働契約第 12.2 条には、「排他的」、「唯一」又は「もっぱら」といった言葉はないが、インドネシア政府の裁判所という「インドネシアの規則」に従って管轄権を有する裁判所のほかに、他の裁判所が管轄権を有するとはどこにも書かれていないことも事実である。この点、[控訴人] が提出した意見書は、これを変更するものではない。問題となる条項そのものは明確である。「友好的な和解」が成立しない場合、「インドネシアの規則」に従ってインドネシア政府の裁判所が管轄権を有するのである。

(...)

結論

3.27. 以上により、[被控訴人] の控訴理由は失当であると判断し、控訴審の判決を維持することとする。

訴訟費用

3.28. [控訴人] には、控訴審の費用の支払いを命ずる。TRK 社側の控訴審の費用は、以下のよう定める：

— 裁判所費用 € 772.00

— 弁護士費用 € 2,228.00 (2 ポイント×レート II € 1,114.00) .
